

令和3年度（企委）第10号（仮称）結いの森公園整備工事実施設計業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在、令和元年度に竣工した「多賀結いの森」南側隣接地に「（仮称）結いの森公園」の新規整備を計画しており、遊具設備をはじめとする公園施設の整備に当たり貴重な事業費を最大限有効に活用し、公園利用者に喜ばれる施設を整備することを目的に、公募型プロポーザル方式により提案を求め、この中から優れた公園整備の提案者を契約候補者として選定する。

2. 一般事項

- (1) 名称：令和3年度（企委）第10号（仮称）結いの森公園整備工事実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣旨：本プロポーザルは、公園整備に係る空間計画、造成計画、複合遊具、その他公園設備に係る提案を求め、実施設計業務委託の契約候補者を選定するものである。
- (3) 選定方式：本プロポーザルは公募型とし、（仮称）結いの森公園整備工事実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といい、その組織構成員を「審査委員」という。）において選定する。
- (4) 業務内容
- ア 業務名称：令和3年度（企委）第10号（仮称）結いの森公園整備実施設計業務委託
- イ 施工場所：多賀町大字久徳地先
- ウ 業務期間：実施設計 契約締結日の翌日から令和4年3月31日
※必要に応じて繰越事業とする場合がある。
- エ 業務概要：空間計画、造成計画、複合遊具、その他公園設備を含む公園施設整備に係る実施設計一式
※ただし、概算工事価格の上限額が120,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）までの整備工事の設計内容とすること。総工事価格の範囲内で可能な追加提案があれば積極的な提案を求める。
- オ 見積限度額：15,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）
- カ 要求事項：（仮称）結いの森公園整備に係る発注者の要求事項（以下、「要求水準書」という。）（別添1）のとおり

3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

- ①応募者は、「提出書類」に示す提出書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できる

と認められる者であること。

- ② 国税および地方税を完納していること。
- ③ 以下に定める届出の義務を履行していない者（届出義務のないものを除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定該当しない者であること。
- ⑤ 多賀町入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑦ 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ⑧ 多賀町暴力団排除条例（平成 23 年多賀町条例第 12 号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑨ 次のアからオまでの全ての要件に該当する者であること。
 - ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとするものから町との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑩ 申請日時点において本町の令和 2・3 年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント：造園または都市計画）に登録されていること。
- ⑪ 下記の条件を満たす管理技術者・照査技術者各 1 名を当該業務に配置できること。

管理技術者：登録ランドスケープアーキテクト（以下「RLA」という。）、技術士（建設部門都市及び地方計画）またはシビルコンサルティングマ

ネージャー（以下「RCCM」という。）（造園または都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

照査技術者：RLA、技術士（建設部門都市及び地方計画）または RCCM（造園または都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

なお、照査技術者は管理技術者またはその他の技術者を兼ねることができない。

4. 提出書類

本プロポーザルへ参加しようとする者（以下、「参加申込者」という。）は、「(仮称) 結いの森公園整備工事実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下、「提出書類作成要領」という。）」（別紙2）に従い、次の書類を提出すること。なお、提出書類様式は、多賀町ホームページから入手すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書兼同意書（様式2）
- (3) 会社概要（様式3）
- (4) 業務実績書（様式4）
- (5) 委任状（様式5）および営業所一覧表（支店等から参加する場合のみ）
- (6) 納税証明書（国税、都道府県税および市町村税）
※未納のないことを証明する書類でも可とする。
- (7) 提案書（様式7）
- (8) 提案目的物の概要図（完成予想図）、鳥瞰図
- (9) 設計委託費見積書（様式9）および工事費概算内訳書（様式8）

5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：参加申込書 令和3年11月10日から令和3年11月24日まで
※（1）参加申込書から（6）納税証明書までを提出すること。
提案書 令和3年12月17日
※（7）提案書から（9）実施設計に係る見積書および工事費概算内訳書までを提出すること。
- (2) 提出先：多賀町企画課
- (3) 提出方法：郵送または持参（ただし、郵送の場合は必着のこと）

6 質問等

質問は質問書（様式6）により提出すること。

- (1) 提出期間：令和3年11月10日から令和3年11月26日まで
- (2) 提出先：多賀町役場企画課
- (3) 提出方法：持参、FAXまたは電子メール（質問の未到達を防ぐため、送信後電話にて

確認を行う事)

(4) 回答方法：質問内容を取りまとめ、多賀町ホームページに掲載する。

(5) 回答日：令和3年12月3日

(6) その他

ア 質問および質問に対する回答は、本実施要領、要求事項および提出書類作成要領の追補とみなす。

イ 質問書以外の手段で提出された質問には回答しない。

ウ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。

エ 質問に対する回答においては、事業者名は公表しない。

オ 質問がない場合は、多賀町ホームページに掲載しない。

7 現場説明会

令和3年11月17日 13時から現地説明会を開催する。それ以外に現地視察が必要な場合は、参加申込者は自由に行うことができることとするが、地域住民に不信を与えないよう注意すること。

※希望者がいない場合は実施しないため、現地説明会を希望する者は事前に連絡すること。

8 契約候補者の審査、選定方法および評価基準

(1) 審査、選定方法

審査は、1次審査および2次審査の2段階方式で行う。なお、2次審査で実施するプレゼンテーションおよびヒアリングについては公開で行うが、審査については、審査委員会のみで実施するものとする。

参加申込者が提出した提案書等について「提案評価基準」に基づき評価を行い、評価点集計を行う。審査方法は、評価項目ごとの合計点数で競うものとする。また、アンケートによる評価も行うものとする。

ア 失格事項確認

参加申込者の「1.1 失格事項」該当の有無について、町が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を書類審査、プレゼンテーション審査へ進むプロポーザル提案者(以下「提案者」という。)とする。

なお、各参加申込者に対して、失格事項確認結果および1次審査結果を別途通知し、2次審査を行う提案者に対しては、あわせてプレゼンテーション審査の詳細を通知する。通知は、令和4年1月7日に行う予定である。

イ 書類審査、プレゼンテーション審査

1次審査は、提案者が提出した提案書等について、審査委員が提案評価基準に基づく評価を行い、2次審査の対象とする提案者を5者程度選定する。

なお、2次審査は令和4年1月14日に行う予定である。

(2) 審査委員会

提案者の中から、契約候補者を選定するための審査は、審査委員会が行う。

最多得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。ただし、総合評価点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。また、得点と同点の場合は、設計委託見積額の低い提案者を優先する。

(3) プレゼンテーション審査

提案者が提出した提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション(提案者による提案内容説明)および質疑応答を行う。

ア 日時および会場

詳細については、提案者に対して別途通知する。なお、審査は令和4年1月14日を予定し、審査会場は多賀町中央公民館 「多賀結いの森」を予定している。

イ 時間配分

プレゼンテーションの時間は30分以内とする。

ウ 説明内容

提案書類を補足する形で行うものとし、記載のない内容に対する説明は認めない。

エ 説明資料

Microsoft Office PowerPoint を使用した説明を基本とする。

オ 説明者

説明者は3名以内とする。

カ 使用機器

プロジェクタ(HDMI)、ケーブル、スクリーンおよびマイクは町が用意し、その他の機器は提案者が用意すること。

キ 傍聴

他の提案者の傍聴(審査会場への入室)は認めない。

ク その他

提案者が1者であっても実施する。

(5) 審査結果等の通知、公表

審査結果は、審査終了後に各参加者に文書で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせおよび異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約締結

本プロポーザル審査により選定した契約候補者と協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

1 0 著作権および提出書類の取り扱い

提出された提案書、提案目的物の概要図および鳥瞰図の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

町は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他町が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図および構造図を無償で使用できるものとする。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1)参加者資格要件を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3)審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4)本実施要領に定める方法以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する支援を直接または間接に求めた場合
- (5)その他本実施要領に違反すると認められる場合

1 2 日程（一部予定を含む）

- | | | |
|----------------------|---|------------------------------------|
| (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表 | : | 令和3年11月10日（水）から
契約締結まで |
| (2) 参加申込書の受付期間 | : | 令和3年11月10日（水）から
令和3年11月24日（水）まで |
| (3) 質問書の受付期間 | : | 令和3年11月10日（水）から
令和3年11月26日（金）まで |
| (4) 質問書に対する回答期間 | : | 令和3年12月 3日（金）から
契約締結まで |
| (5) 現地説明会 | : | 令和3年11月17日（水） |
| (6) 提案書の提出期限 | : | 令和3年12月17日（金） |
| (7) 予備審査の結果通知（予定） | : | 令和4年 1月 7日（金） |
| (8) プレゼンテーション審査（予定） | : | 令和4年 1月14日（金） |
| (9) 審査結果の通知、公表（予定） | : | 令和4年 1月24日（月） |
| (10) 契約締結（予定） | : | 令和4年 1月31日（月） |

1 3 その他

(1) 町は、契約候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替および再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、原則として本件業務以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多賀町情報公開条例（平成 14 年多賀町条例第 32 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) 契約が成立するまでの間において、参加申込者が失格事項に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて町が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外に使用することはできない。
- (8) 参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (9) 参加申込後に辞退する場合は辞退届（様式 10）を提出すること。

1 4 問合せ、提出書類提出先

多賀町企画課 担当：藤本

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 3 2 4 番地

TEL 0749-48-8122 FAX 0749-48-0157

Email kikaku@town.taga.lg.jp